

指定障害児通所支援事業所の指定の全部の効力停止について

このことについて、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 24 第 1 項の規定により、次のとおり指定の全部の効力停止を行いました。

1 対象事業者

- (1) 法 人 名 株式会社綿の華
- (2) 代 表 者 代表取締役 綿吉護
- (3) 所 在 地 広島市佐伯区皆賀二丁目 8 番 15 号

2 対象事業所

- (1) 事 業 所 名 わたっこクラブ廿日市
- (2) 所 在 地 廿日市市串戸二丁目 17 番 5 号いわみビル 201 号
- (3) 事 業 種 別 放課後等デイサービス
- (4) 事業所番号 3452700614
- (5) 指定年月日 令和 6 年 8 月 1 日

3 処分年月日

令和 7 年 8 月 18 日

4 指定の全部の効力停止の期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで

5 処分理由

- (1) 人員基準違反（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 4 号）
 - ア 令和 7 年 1 月から少なくとも令和 7 年 4 月までの間、専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を配置しておらず、人員基準を満たしていなかった。
 - イ 令和 6 年 8 月、10 月、令和 7 年 1 月にサービス提供時間を通じて児童指導員又は保育士を 2 名配置していない日があり、人員基準を満たしていなかった。
- (2) 不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号）
 - ア (1) のとおり、人員基準を満たしていない月があるにも関わらず、適切に報酬の減算を行わず請求し、受領した。
 - イ 令和 6 年 8 月から令和 7 年 4 月までの間、児童指導員等加配加算を算定できないにも関わらず障害児通所給付費を請求し、受領した。
 - ウ 令和 6 年 8 月から令和 7 年 3 月までの間、専門的支援体制加算及び福祉専門職員配置等加算を算定できないにも関わらず障害児通所給付費を請求し、受領した。

障害児通所給付費の返還額については、支給決定を行った廿日市市及び広島市が返還額を精査し、事業者に支払を求める。

6 利用児童への対応

当該事業所を現在利用している児童については、指定の全部効力停止までに他の障害児通所支援事業所を受入先として確保できるよう、廿日市市及び広島市と連携を図る。